

司法省－内務省
番号：18/2011/TTLT-BTP-BNV

ベトナム社会主義共和国
独立－自由－幸福
ハノイ，2011年10月19日

国家賠償に関する省級人民委員会に属する司法局及び県級人民委員会に属する司法室の任務，権限，組織及び定員を案内する合同通達

司法省の機能，任務，権限及び組織機構を規定する2008年8月22日付け政府議定93/2008/ND-CPに基づき，

内務省の機能，任務，権限及び組織機構を規定する2008年4月17日付け政府議定48/2008/ND-CPに基づき，

国家賠償責任法のいくつかの条項の詳細を規定し，施行を案内する2010年3月3日付け政府議定16/2010/ND-CPに基づき，

省，中央直轄都市人民委員会に属する各専門機関の組織を規定する2008年2月4日付け政府議定13/2008/ND-CPに基づき，

県，郡，市社，省所属都市人民委員会に属する各専門機関の組織を規定する2008年2月4日付け政府議定14/2008/ND-CPに基づき，

司法省及び内務省は，国家賠償に関する省，中央直轄都市（以下併せて「省級」という）人民委員会に属する司法局及び県，郡，市社，省所属都市（以下併せて「県級」という）人民委員会に属する司法室の任務，権限，組織及び定員について次のとおり案内する。

第1条 国家賠償に関する司法局の任務，権限，組織及び定員

1. 任務及び権限

司法局は，省級人民委員会が地方で行政管理活動における国家賠償に関する任務を遂行するのを助言，補佐し，次の各任務，権限を有する。

- a) 国家賠償責任に関する法令の各規定の実施を組織し，国家賠償責任法及び各施行案内文書を周知，宣伝する。
- b) 損害を被った者が申し立てた，又は省級人民委員会及び県級人民委員会に属する各専門機関の間で賠償責任機関の確定について合意することができない場合，法令の規定に従い，賠償責任機関の確定について省級人民委員会に提案，上程する。
- c) 省級人民委員会及び県級人民委員会に属する専門機関の賠償業務を実施する公務員の賠償解決技能，専門知識を強化し，案内する。
- d) 情報を提供し，手続を案内して，損害を被った者が賠償請求権を行使するのを補助する。

- d) 法令の規定に従い、賠償解決、賠償金の支払及び償還責任の履行について監督、督促、査察、検査する。
- e) 法令の規定に従い、不服申立て、告訴告発を解決し、国家賠償責任に関する法令違反を処理する。
- g) 地方での国家賠償責任の履行を6か月ごとに中間的に、1年ごとに総括的にとりまとめ、省級人民委員会が司法省に報告することができるよう、毎年6月20日までに（中間報告について）、毎年12月20日までに（総括報告について）上程する。
- h) 省級人民委員会により委ねられた国家賠償に関連するその他の各任務を遂行する。

2. 組織及び定員

- a) 司法行政に関する任務の遂行を委ねられた司法局に属する専門室は、局長が本条1項に規定される各任務、権限を遂行するのを助言し、補佐する任務を担当する。
- b) 国家賠償に関する任務を遂行する司法局に属する定員は、省級人民委員会により交付された公務員の定員である。

省級人民委員会は、本条1項に規定される国家賠償の任務を遂行するために、司法局における業務の位置付けを確定し、十分な定員を保証する責任を有する。

第2条 国家賠償に関する県級人民委員会に属する司法室の任務、権限及び定員

1. 任務及び権限

司法室は、県級人民委員会が地方で行政管理活動における国家賠償の任務を遂行するのを助言、補佐し、次の各任務、権限を有する。

- a) 国家賠償責任に関する法令の各規定の実施を組織し、国家賠償責任法及び各施行案内文書を周知、宣伝する。
- b) 損害を被った者が申し立てた、又は県級人民委員会が直接管理する各部局及び社級人民委員会の間で賠償責任について合意することができない場合、法令の規定に従い、賠償責任機関の確定について県級人民委員会に提案、上程する。
- c) 社級人民委員会が賠償解決を実施するのを案内する。
- d) 情報を提供し、手続を案内して、損害を被った者が賠償請求権を行使するのを補助する。
- d) 社級人民委員会が賠償解決の責任を有する場合に、法令の規定に従い、賠償解決、賠償金の支払及び償還責任の履行について監督、督促、査察、検査する。

- e) 主管し、関連を有する各部局と連携して、県級人民委員会が不服申立て、告訴告発を解決し、国家賠償責任に関する法令違反を処理するのを助言する。
- g) 地方での国家賠償責任の履行を 6 か月ごとに中間的に、1 年ごとに総括的にとりまとめ、県級人民委員会が司法局に送付することができるよう、毎年 6 月 15 日までに（中間報告について）、毎年 12 月 15 日までに（総括報告について）報告する。
- h) 県級人民委員会により委ねられた国家賠償に関連するその他の各任務を遂行する。

2. 定員

国家賠償に関する任務を遂行する司法室に属する定員は、県級人民委員会により交付された公務員の定員である。

省級人民委員会及び県級人民委員会は、本条 1 項に規定される国家賠償の任務を遂行するために、司法室における業務の位置付けを確定し、十分な人員を保証する責任を有する。

第 3 条 施行の効力及び責任

1. 本合同通達は発行署名の日から 45 日後に効力を生ずる。
2. 省級人民委員会、司法局、県級人民委員会、司法室は、本合同通達の実施を組織する責任を有する。

実施の過程で不明点があれば、内務省とともに検討して解決することができるように、司法省に対し連絡することを要請する。

以上